

新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止事業補助金(第2次延長分)のご案内



緊急事態措置等で長引く新型コロナウイルス感染症の予防と事業の継続のため、事業者が取り組んだ感染拡大防止対策(消耗品費や設備導入費など)に対して、必要な経費の一部を補助します。(第2次延長分の対象期間は、令和3年4月～9月です。)

詳しい制度内容や、申請書への添付資料などについては、別紙ガイドスをご確認ください。

● 補助金の内容 ● (補助対象経費の3/4以内・上限30万円)

(補助回数は第2次延長分において1回限り。消費税・振込手数料は補助対象経費から除く。補助額の千円未満の端数は切捨て)

1. 対象事業者

- ・市内に主たる事業所(店舗)を置く中小企業及び個人事業主または、市内支援団体等
※日本標準産業分類における市の指定する業種(別記対象業種表を参照)が対象となります。

2. 対象経費・対象期間

- ・対象経費：飛沫感染予防、接触感染予防、換気による感染予防に必要な経費(下記の補助対象経費を参照)
- ・対象期間：令和3年4月1日(木)～令和3年9月30日(木)

上記の期間に実施し、支払いが完了した経費を対象とします。但し、新型コロナウイルス感染症の感染予防のための工事に対する経費は、令和3年9月30日までの間に工事着手し、令和3年11月30日までに支払いが完了したものであれば補助対象経費とします。

3. 申請期間・申請方法

- ・申請期間：令和3年10月1日(金)～令和3年11月30日(火)(消印有効)
- ・申請方法：郵送申請または窓口申請 ※感染拡大防止のため、郵送申請にご協力ください。

申請書提出先 〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10-1
庄原市役所 企画振興部 商工観光課 商工振興係 宛

■補助対象経費

飛沫感染予防対策	使い捨てマスク、フェイスガード、アクリル板、ビニールカーテン、防護スクリーン、空気清浄機(製品名が空気清浄機であるものに限る)
	トイレ洋式化 <u>注意1</u> 常時不特定多数(来客等)が使用するトイレに限る。従業員用は対象外。 <u>注意2</u> 和式から洋式への改修のみ対象です。既に洋式トイレであるものを機能向上などのために改修する費用は対象外。
接触感染予防対策	消毒用アルコール類、非接触消毒液ディスペンサー類、非接触体温計、サーモカメラ、除菌シート、手洗い用石鹼液、足踏み式消毒液スタンド、使い捨て手袋
	手洗い場の非接触蛇口 <u>注意3</u> 常時不特定多数(来客等)が使用する場所に限る。従業員用は対象外。 <u>但し、保健所の指摘等により必要な場合は補助対象経費とします。</u> <u>注意4</u> 既に非接触蛇口であるものを機能向上のために付け替える費用は対象外。

裏面もご覧ください

換気による感染予防対策	換気扇（古いものを新しくする付け替えは対象外） 注意5 常時不特定多数が使用する場所に限りません。従業員用は対象外。
換気による感染予防対策	サーキュレーター 注意6 扇風機は単に『涼をとる機械』のため対象外です。但し商品に「サーキュレーター機能」があれば補助対象経費とします。商品説明書等を一緒に提出してください。

■補助対象にならない経費

汎用性等を考慮し対象としない資産・備品等	（例）車両、パソコン、タブレット、スマートフォン、エアコン（換気機能、空気清浄機能、除菌機能があるものも対象外）、加湿除湿器、扇風機、オゾン発生器、光触媒コーティング、食洗器、乾燥機、洗濯機、網戸など
事業拡大や営業活動のための経費	（例）作業場等の新設・改修工事費、HPやECサイト作成費、広告掲載費、チラシ作成費、印刷用消耗品費、テイクアウト用消耗品費、看板・のぼりなど
他の補助制度等により助成を受けている経費	（例）広島県が行った「飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金」や「飲食店におけるパーテーション設置促進補助金」の活用により補助対象期間中に購入したアクリル板や非接触体温計、換気扇など
その他	（例）人件費、家賃等の固定経費、損失補填、借入に伴う支払利息、公租公課（税など）、不動産購入費、飲食接待費、税理士等に支払う費用、雇用削減を伴う事業経費、その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用など

■対象業種表

日本標準産業分類の次のとおりとする。ただし、医療・福祉、公務、および、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行うものを除く。

大分類	中分類	小分類
農業・林業・漁業	全業種	全業種
工業・採石業・砂利採取業	全業種	全業種
建設業	全業種	全業種
製造業	全業種	全業種
電気・ガス・熱供給・水道業	全業種	全業種
情報通信業	全業種	全業種
運輸業、郵便業	全業種	全業種
卸売業、小売業	全業種	全業種
金融業、保険業	全業種	全業種
不動産業、物品賃貸業	全業種	全業種
学術研究、専門・技術サービス業	全業種	全業種
宿泊業、飲食サービス業	全業種	全業種
生活関連サービス業、娯楽業	全業種	全業種
教育、学習支援業	全業種	全業種
複合サービス事業	全業種	全業種

※1 予算額を超過した場合には、申請額どおりの補助ができないことがあります。

※2 市税を完納している方に限られます。

※3 対象期間に支払いが完了したものに限りません。品目、数量、金額のわかる領収証の添付が必要です。

■問い合わせ

庄原市役所 企画振興部 商工観光課 商工振興係 TEL0824-73-1178

西城支所 地域振興室産業建設係 TEL0824-82-2181 東城支所 産業建設室産業振興係 TEL08477-2-5008

口和支所 地域振興室産業建設係 TEL0824-87-2113 高野支所 地域振興室産業建設係 TEL0824-86-2113

比和支所 地域振興室産業建設係 TEL0824-85-3003 総領支所 地域振興室産業建設係 TEL0824-88-3065

裏面もご覧ください